

株式会社湘南建築センター

【確認検査手数料】20250401

建築物				
■確認審査 [新築・改築] (*増築、用途変更等は別途算定方法による適用)				
主たる申請建築物または敷地単位の主要用途による区分				
確認申請面積の合計	一戸建ての住宅(※)			
	①特例対象建築物	②左記以外	その他	
100㎡以下	21,000	30,000	36,000	
100㎡を超え 200㎡以内	32,000	41,000	49,000	
200㎡を超え 300㎡以内	47,000	52,000	61,000	
300㎡を超え 500㎡以内	59,000	64,000	76,000	
500㎡を超え 1,000㎡以内	500㎡を超える「一戸建ての住宅」は「その他」欄を適用		143,000	
1,000㎡を超え 2,000㎡以内			197,000	
2,000㎡を超え 3,000㎡以内			320,000	
3,000㎡を超え 5,000㎡以内			443,000	
5,000㎡を超え 7,000㎡以内			542,000	
7,000㎡を超え 10,000㎡以内			591,000	
10,000㎡を超え 15,000㎡以内			633,000	
15,000㎡を超え 20,000㎡以内			677,000	
20,000㎡を超え 25,000㎡以内			725,000	
25,000㎡を超え 30,000㎡以内			775,000	
30,000㎡超	別途ご相談ください			
[単位：円]				
■中間検査 (基礎・躯体等共通)				
主たる申請建築物または敷地単位の主要用途による区分				
申請(検査対象)面積/回(工区毎)	一戸建ての住宅(※)			
	①特例対象建築物	②左記以外	その他	
100㎡以下	30,000	36,000	40,000	
100㎡を超え 200㎡以内	37,000	45,000	56,000	
200㎡を超え 300㎡以内	49,000	54,000	61,000	
300㎡を超え 500㎡以内	59,000	64,000	82,000	
500㎡を超え 1,000㎡以内	500㎡を超える「一戸建ての住宅」は「その他」欄を適用		136,000	
1,000㎡を超え 2,000㎡以内			197,000	
2,000㎡を超え 3,000㎡以内			296,000	
3,000㎡を超え 5,000㎡以内			345,000	
5,000㎡を超え 7,000㎡以内			369,000	
7,000㎡を超え 10,000㎡以内			492,000	
10,000㎡を超え 15,000㎡以内			527,000	
15,000㎡を超え 20,000㎡以内			564,000	
20,000㎡を超え 25,000㎡以内			603,000	
25,000㎡を超え 30,000㎡以内			645,000	
30,000㎡超	別途ご相談ください			
[単位：円]				
◆特記：2025年3月31日以前に着工した旧法①該当の一戸建ての住宅(※)は2026年3月31日までに検査申請された場合①欄を適用。(注：他機関確認を除く)				
■完了検査				
主たる申請建築物または敷地単位の主要用途による区分				
申請(検査対象)面積の合計	一戸建ての住宅(※)			
	①特例対象建築物	②左記以外	その他	
100㎡以下	30,000	36,000	41,000	
100㎡を超え 200㎡以内	39,000	48,000	57,000	
200㎡を超え 300㎡以内	54,000	59,000	69,000	
300㎡を超え 500㎡以内	67,000	72,000	89,000	
500㎡を超え 1,000㎡以内	500㎡を超える「一戸建ての住宅」は「その他」欄を適用		147,000	
1,000㎡を超え 2,000㎡以内			197,000	
2,000㎡を超え 3,000㎡以内			296,000	
3,000㎡を超え 5,000㎡以内			369,000	
5,000㎡を超え 7,000㎡以内			443,000	
7,000㎡を超え 10,000㎡以内			591,000	
10,000㎡を超え 15,000㎡以内			620,000	
15,000㎡を超え 20,000㎡以内			652,000	
20,000㎡を超え 25,000㎡以内			684,000	
25,000㎡を超え 30,000㎡以内			719,000	
30,000㎡超	別途ご相談ください			
[単位：円]				
◆特記：2025年3月31日以前に着工した旧法①該当の一戸建ての住宅(※)は2026年3月31日までに検査申請された場合①欄を適用。(注：他機関確認を除く)				
■基本事項 [注記]加算額等については別表をご覧ください。				
用途区分等	「一戸建ての住宅」(※)	「一戸建ての住宅」とは、主たる申請建築物または敷地単位の主要用途が一戸建ての住宅、兼用住宅または併用住宅で、延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、且つそれ以外の用途が50㎡を超えないもの。(一戸建て住宅の敷地内に別棟である付属建築物の新築または増築する場合で50㎡以内の場合を含む)		
	「その他」	「一戸建ての住宅」(※)要件に該当しない建築物		
	「特例対象建築物」	「特例対象建築物」とは建築基準法第6条の4第1項第一号から第三号に定める建築物		
新築以外の算定方法	【増築】	同一棟	SBCが直近の検査済証を交付した建築物 増築する床面積 + 既存部分の床面積 × 1/2 = 料金算定の面積 上記以外の場合 申請建築物の床面積の合計 = 料金算定面積 (直近の検査済証がない場合は算定額に50%加算)	
		別棟	別棟新築する申請建築物の床面積の合計 = 料金算定の面積 (※注：別棟加算が必要となります。)	
	【用途変更】 【大規模の修繕】または 【大規模の模様替】	申請建築物の床面積の合計 = 料金算定面積 (直近の検査済証がない場合は算定額に50%加算)		
計画変更確認申請(基本額)	計画変更確認申請(基本額)	通常の再審査を要する計画変更	計画変更する申請建築物の床面積の合計 × 1/2 = 料金算定の面積	
		簡易な計画変更	1. 申請建築物が「一戸建ての住宅①」の場合 または 2. 申請建築物 (1、以外) の床面積の合計が200㎡以下の場合	18,000円
			●上記以外の場合	36,000円
直前の確認検査が他機関又は建築主事の場合	【計画変更確認】	※SBC手数料表「確認審査」、「中間検査」、「完了検査」または「仮使用認定」を適用(加算項目を含む)して算定した手数料合計の3倍		
	【中間検査】			
	【完了検査】			
	【仮使用認定】			
		【共通注意事項】	加算対象の審査等が含まれる場合は別途加算(消防同意、天空率、省エネ仕様基準、構造審査、別棟など)	
		【注意事項】	計画内容により引受が困難または検査前に計画変更確認等を要する場合があります。	

■加算項目 「確認申請」、「計画変更確認申請」または完了検査時の「追加説明書」提出において審査を要する項目毎に適用。								
種別	加算（審査）項目	適用する条件、区分等		加算額・加算割合（区分）		備考		
【建築物】確認申請	【消防同意】	確認申請又は計画変更確認申請において消防同意を要する場合		2,000円/件		◆確認済証交付前に再同意を要する場合は再度加算。		
	【天空率】	道路高さ制限の緩和		5,000円/領域数		◆利用する区分毎、領域数による加算（審査により領域数が増加した場合は追加請求）		
		北側高さ制限の緩和		5,000円/領域数				
隣地高さ制限の緩和		5,000円/領域数						
	【別棟】	工事種別に係らず申請敷地内に申請以外の建築物（既存）がある場合の加算		5,000円/件				
	【省エネ仕様基準審査】	仕様基準（省エネ計算なし）のみで省エネ基準適合が確認できる住宅		12,000円/棟		◆省エネ適合性判定を受ける建築物または性能評価評価書等（長期含む）提出により省エネ基準の審査省略される建築物を除く ◆計画変更確認において再審査を要する場合は再度加算となります。		
		【注】*非住宅部分（併用等）がある場合は省エネ適合性判定が必要		36,000円/棟				
	【構造審査】 （増築、用途変更、大規模修繕等で耐震診断結果検証を要する場合を含む）	法要求の有無に関わらず、仕様基準（木造壁量等）若しくは構造図・構造計算書の審査または耐震診断検証を要する場合		対象床面積200㎡以下 （構造棟）		◆構造分離の場合は構造棟毎に適用 ◆構造適判対象の場合は別途加算あり ◆ルート2は適用外（ルート2加算を適用）		
				対象床面積200㎡超え 500㎡以下				
	【構造計算適合性判定対象建築物】	適合判定通知書との照合を要する建築物		床面積1000㎡以下		◆構造分離の場合は構造棟毎に適用 ◆確認済証交付には適合通知書との照合が必要であるためご提出頂いてからお時間を頂きます。		
				床面積1000㎡超え2000㎡以下			21,000円/件 （構造棟）	
				床面積2000㎡超え			34,000円/件 （構造棟）	
	【ルート2構造審査】	構造計算ルート2審査を要する場合		床面積1000㎡以下		◆構造分離の場合は構造棟毎に適用 ◆構造計算適合性判定通知書のある場合を除く		
				床面積1000㎡超え2000㎡以下			158,000円/件 （構造棟）	
				床面積2000㎡超え			182,000円/件 （構造棟）	
	【特定天井】	特定天井（居室）を有する建築物（棟）		仕様ルート		24,000円/件 （構造棟）		
				計算ルート			48,000円/件 （構造棟）	
	【性能検証法】	○避難安全検証法		階避難・区画避難		◆計画変更において検証法の再審査を要する場合の加算額は左表加算額の1/2とします。「追加説明書」において同じ。		
				全館避難			検証法適用する建築物の床面積の合計による確認手数料の40%加算	
		○耐火性能検証法		◇別途協議による契約額				
	【昇降機（審査）加算】	1、昇降機を建築物の確認と併願する場合 2、申請建築物を確認を要しない昇降機（*）の計画が含まれる場合		「建築設備」料金表の該当区分毎（基）による確認手数料の加算		*令和6年9月9日国土交通省告示第1148号		
【工作物】確認申請	【擁壁断面】	1件の擁壁にて構造審査を要する断面が2以上ある場合		5,000円/断面数				
【中間・完了検査】 【仮使用（現場検査）】	【エリア加算】	検査または仮使用の所在地が東京都特別区（23区）の場合		15,000円/件 （検査実施回数毎）		◆現場検査を要する毎に適用 （再検査を要する場合に同じ）		
	【昇降機（検査）加算】	1、昇降機が建築物の確認と併願されていた場合 2、申請建築物を確認を要しない昇降機（*）の計画が含まれていた場合		「建築設備」料金表の該当区分毎（基）による完了検査手数料の加算		*令和6年9月9日国土交通省告示第1148号		
	【関係規定検査】	○建築物省エネ法 以下のいずれかに該当する建築物の完了検査または仮使用認定に加算 1、適合性判定対象建築物 2、設計性能評価書、長期使用構造材確認書により省エネ基準審査の省略を受けた（コース1）住宅等		完了検査または仮使用認定の申請床面積の合計（直近がSBC確認に限る）		◆SBCにより建設性能評価書の交付を受ける場合を除く ◆仮使用認定時に省エネ検査した対象床面積は完了検査時に左記面積から控除して適用する。		
				他機関確認または他機関判定の場合			上記面積区分適用による手数料の3倍	
		完了検査または仮使用認定の現場検査において提出されていた適判図書（軽微変更を含む）の内容から変更が生じていた場合		SBC判定 省エネ適判「軽微変更該当証明書」同額 他機関判定 上記の3倍		◆床面積に関わらず一律に適用		
	【軽微な変更説明書】	確認済証交付以降の施行規則第3条の2に該当する変更		①構造規定に係る軽微変更（壁量、部分構造計算等）		◆同一説明書に①、②、③の各内容が含まれる場合は各料金の合計額となります。 ◆説明書で省エネ軽微ルートC「軽微変更該当証明書（別料金要）」のみ提出の場合は無償。 【注記】お客様におかれましては提出時期及び提出回数に充分ご留意頂くようお願いいたします。		
				②省エネ軽微ルートB（ルートCは対象外）			12,000円/回	
				③上記以外の軽微変更（意匠、設備、省エネルートAなど）			3,000円/回	
	【追加説明書】	完了検査時に「軽微な変更」に該当しない変更事項または適合疑義等があった場合		基本額 12,000円/件		◆適合判断に天空率、構造計算、省エネルートCなどの審査を要する場合は該当する加算項目を加算		
	【現場再検査】	申請者側都合等で検査成立しなかった現場再検査又は是正工事の確認等		中間検査、完了検査、仮使用認定に共通 当該検査手数料又は仮使用認定手数料の1/2		◆（例）立会者不在、入室不能、現地確認を要する是正工事、仮使用認定条件不備で写真報告では対応不能の場合など		
【全般】	【特殊な場合】	SBC確認検査業務規程第47条第5項による加算項目		◇別途協議による契約額		◆（例）大規模（1ha以上）敷地における確認検査、土木構造物に類似した建築物その他で確認検査を要するもの。		

■割引項目				
種別	割引する項目	適用する条件、区分等	割引額・割引率	備考
【全般】	【効率的審査・検査】	SBCが通常よりも効率的に確認検査業務を実施できると認めたもの	◇別途協議による契約額	
【検査】	【直近の仮使用認定をSBCがなした場合の完了検査】	完了検査の対象建築物の仮使用認定をSBCがなしたもの (建築物全体又は部分)	仮使用認定した対象床面積の1/2を検査対象床面積から除いて算出された床面積(欄)を適用する	◆(例1) A・B2棟の完了検査でA棟は仮使用済みの場合：A+B-(A×1/2) (例2) 1000㎡の建築物のうち600㎡を仮使用認定済みの場合：1000㎡-(600㎡/2)=700㎡とみなして適用

■建築設備・工作物							
区分			建築確認		完了検査		
			確認申請	計画変更確認(※2)	(※1・3・4)		
建築設備	小荷物専用昇降機		18,000	12,000	22,000	◆昇降機が複数の場合は基数×単価の合計とする。	
	上記以外の昇降機	型式	24,000	12,000	34,000		
		型式以外	36,000	18,000	42,000		
工作物	煙突(10m以下)		36,000	18,000	24,000		
	広告塔・広告版 装飾等・記念塔等		24,000	12,000	24,000		
	高架水槽・サイロ・物見塔等(全て10m以下)		36,000	18,000	24,000		
	擁壁	高さ5m以下		24,000	18,000	24,000	◆高さ7mを超える擁壁は確認検査業務対象外のためお取り扱い出来ません。
		高さ5mを超え7m以下		36,000	18,000	36,000	

[単位：円]

【注記】※

- 昇降機または工作物の完了検査において追加説明書を要する場合、「建築物」加算額を準用する。
- SBC以外が確認した建築設備又は工作物の計画変更確認手数料は、確認申請の2倍とする。
- 完了検査又は仮使用認定を行う敷地の所在が東京都特別区(23区内)である場合、建築物の検査加算額を適用する。
- 建築設備で仮使用認定した完了検査においては割引適用なし

■仮使用認定

仮使用部分の床面積の合計	手数料
300㎡以下	90,000/回
300㎡を超え1,000㎡以下	147,000/回
1,000㎡を超え2,000㎡以内	197,000/回
2,000㎡を超え3,000㎡以内	252,000/回
3,000㎡を超え5,000㎡以内	314,000/回
5,000㎡を超え7,000㎡以内	377,000/回
7,000㎡を超え10,000㎡以内	502,000/回
10,000㎡を超えるもの	別途見積

[単位：円]

- 同一案件で複数回申請する場合、仮使用が増加する部分の床面積ごとに算定する。
- 仮使用認定を行う建築物、建築設備の所在地が東京都特別区(23区内)である場合、検査時の加算額を適用する。
- 建築設備の仮使用認定の手数料は、1件(1基)につき300㎡以下の建築物の額を適用する。

■各種届出

区分	手数料
取下届(済証等の交付前に限る)	無料 /件(通)
取止届(確認済証の交付以降)	3,000 /件(通)
名義変更届(※1)	3,000 /件(通)
記載事項補正等届(※2)	3,000 /件(通)
建築確認等証明願(※3)	10,000 /件(通)

【注記】※

- 検査済証の交付(特定行政庁報告)以降はこれら届出等は受理出来ません。
- 記載事項補正届は法適合判断に関係する事項にはご利用頂けません。
- 特定行政庁にて記載台帳証明書の交付が受けられない場合に限りご利用下さい。
また建築確認等証明願の提出による確認済証、中間合格証、検査済証の再発行は出来ません。

【省エネ適判手数料】 20250401

建築物エネルギー消費性能適合性判定

◆以下の料金区分1～3の表は非住宅用途の建築物またはその部分に適用します。

料金区分1

用途区分[1]用途の建築物及び用途区分[1]用途を含む複合用途建築物（※1）

[単位：円（消費税込）]

判定する建築物の延べ面積 A（単位 m ² /棟）	判定料金	
	モデル建物法 （小規模版モデル建物法を含む）	標準入力法
A < 300	121,000	198,000
300 ≦ A < 1,000	145,200	237,600
1,000 ≦ A < 2,000	184,800	316,800
2,000 ≦ A < 3,000	211,200	376,200
3,000 ≦ A < 4,000	237,600	422,400
4,000 ≦ A < 5,000	264,000	462,000
5,000 ≦ A < 10,000	316,800	594,000
10,000 ≦ A < 20,000	356,400	673,200
20,000 ≦ A < 30,000	396,000	778,800
30,000 ≦ A < 50,000	462,000	871,200
50,000 ≦ A	見積り	見積り
対象建築物に計算対象となる室または設備が無い場合	55,000円	

料金区分2

用途区分[2]用途の建築物及び用途区分[2]用途を含む複合用途建築物（※1）

[単位：円（消費税込）]

判定する建築物の延べ面積 A（単位 m ² /棟）	判定料金	
	モデル建物法 （小規模版モデル建物法を含む）	標準入力法
A < 300	84,700	126,500
300 ≦ A < 1,000	105,600	158,400
1,000 ≦ A < 2,000	125,400	198,000
2,000 ≦ A < 3,000	132,000	237,600
3,000 ≦ A < 4,000	158,400	290,400
4,000 ≦ A < 5,000	198,000	356,400
5,000 ≦ A < 10,000	237,600	435,600
10,000 ≦ A < 20,000	277,200	501,600
20,000 ≦ A < 30,000	303,600	567,600
30,000 ≦ A < 50,000	343,200	620,400
50,000 ≦ A	見積り	見積り
対象建築物に計算対象となる室または設備が無い場合	55,000円	

料金区分3		
用途区分[3]用途の建築物（複合用途の場合は※1）		
[単位：円（消費税込）]		
判定する建築物の延べ面積	判定料金	
A（単位 m ² /棟）	モデル建物法 （小規模版モデル建物法を含む）	標準入力法
A < 300	55,000	121,000
300 ≦ A < 1,000	72,600	145,200
1,000 ≦ A < 2,000	99,000	171,600
2,000 ≦ A < 3,000	105,600	198,000
3,000 ≦ A < 4,000	125,400	224,400
4,000 ≦ A < 5,000	132,000	264,000
5,000 ≦ A < 10,000	158,400	316,800
10,000 ≦ A < 20,000	184,800	356,400
20,000 ≦ A < 30,000	211,200	396,000
30,000 ≦ A < 50,000	250,800	462,000
50,000 ≦ A	見積り	見積り
対象建築物に計算対象となる室または設備が無い場合	55,000円	

※1 複合用途建築物（非住宅用途の複合に限る）の適合判定料金は、存する用途区分1、2の順に優先して料金適用する。

※2 計画変更申請（SBCが適合判定したものに限り）は、適合判定料金の60%で算定する。

但し、計算方法をモデル建物法から標準入力法に変更した場合は標準入力法による適合判定料金とする。

※3 他機関判定の計画変更申請は、本規定による適合判定料金の2倍とする。

※4 「軽微変更該当証明書（ルートC）」（SBCが適合判定したものに限り）の料金は適合判定料金の60%とする。

但し、他機関判定の「軽微変更該当証明書」は本規定による適合判定料金を適用する。

※5 適合判定通知書の再交付（通知書の毀損・焼失等により止むを得ない場合に限り）は11,000円とする。

※6 本規定に示す以外の計算方法が認められた場合は、申請前（事前を含む）に別途協議して料金を決定する。

料金区分4

用途：一戸建ての住宅

（注：兼用住宅、併用住宅は、非住宅用途の部分毎にモデル建物法等を適用して申請、加算が必要となります。※7参照）

[単位：円（消費税込）]			
判定する建築物の延べ面積	判定料金		他機関または建築主事の確認の場合
	SBC確認の場合		
	省エネ適判単独申請	付帯申請（*）同時申請の場合	
300m ² 未満	39,600円	13,200円	55,000円
300m ² 以上	72,600円		88,000円

* 付帯申請とは、設計評価、長期使用構造材、BELS、低炭素、フラット35とし、**省エネ適判と同時申請（同一日）された場合に限り**ます。

また料金区分5（長屋、共同住宅等）の「棟全体の審査」料金の適用についても同様。

※7 住宅と非住宅の複合用途建築物の適合判定料金は以下により算定する。

・住宅部分（料金区分4または5）料金 + 非住宅部分（料金区分1～3）料金の合計額

料金区分5				
用途：長屋・共同住宅・寄宿舎・下宿				
(注：非住宅用途の併用部分がある場合は、非住宅用途の部分毎にモデル建物法等を適用して申請、加算が必要となります。※7参照)				
[単位：円（消費税込）]				
住戸または住室の数（N）	評価対象部分の別	判定料金		
		SBC確認の場合 （*同時申請の棟全体料金は1/2）	他機関または建築主事の確認の場合	
2戸	棟全体（共用部分を除く）の審査	71,500円	左記金額×1.5	
	共用部分の審査	39,600円		
3戸～9戸	棟全体（共用部分を除く）の審査	71,500円+5,500円×N		
	共用部分の審査	59,400円		
10戸～19戸	棟全体（共用部分を除く）の審査	88,000円+5,500円×N		
	共用部分の審査	89,100円		
20戸～29戸	棟全体（共用部分を除く）の審査	132,000円+5,500円×N		
	共用部分の審査	99,000円		
30戸以上の場合	見積り	見積り		見積り

※8、共用部分を含めた棟全体の適合通知書を希望する場合は、住戸等料金と共用部分料金の合計とします。（非住宅部分がある場合は当該料金も加算）

区分	用途区分コード	建築基準法施行規則別紙に記載のある用途 (建築物用途)
[1]	08140	図書館その他これに類するもの
	08150	博物館その他これに類するもの
	08152	美術館その他これに類するもの
	08170	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの
	08190	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）
	08210	児童福祉施設等等(建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。)(入所する者の寝室があるものに限る。)
	08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）
	08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
	08260	病院
	08370	ポーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場
	08380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）
	08400	ホテル又は旅館
	08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
	08530	劇場、演芸場、映画館
	08540	観覧場
	08550	公会堂、集会場
	08560	展示場
	08590	ダンスホール
08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	

[2]

08070	幼稚園
08080	小学校
08082	義務教育学校
08090	中学校、高等学校又は中等教育学校
08100	特別支援学校
08110	大学又は高等専門学校
08120	専修学校
08130	各種学校
08132	幼保連携型認定こども園
08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
08180	保育所その他これに類するもの
08192	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）
08220	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）
08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）
08270	巡査派出所
08280	公衆電話所
08290	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）
08300	地方公共団体の支庁又は支所
08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、カラオケボックスその他これらに類するもの
08410	自動車教習所
08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）
08450	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）
08452	食堂又は喫茶店
08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）
08470	事務所
08570	料理店
08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

[3]	08310	公衆便所、休憩所又はバスの停留所の上屋
	08320	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設
	08340	工場（自動車修理工場を除く。）
	08350	自動車修理工場
	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
	08420	畜舎
	08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
	08490	自動車車庫
	08500	自転車駐車場
	08510	倉庫業を営む倉庫
	08520	倉庫業を営まない倉庫
	08610	卸売市場
	08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
	08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの
	08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
[4]	08010	一戸建ての住宅
	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
[5]	08020	長屋
	08030	共同住宅
	08040	寄宿舍
	08050	下宿
要相談	08990	その他